

一九五四年四月十日
第三種郵便物認可
(週二回発行火、金)

公報

号外第八号

一九五六年
二月十五日

公 示

計量法第十八条の規定に基づいて、
計量器定期検査の日時、場所及び区域

検査日時

自 三月十五日午前九時から
至 三月十六日午後四時まで
自 三月十七日
至 三月十八日
自 三月二十三日
至 三月二十四日

検査場所

仲里村役所

検査区域

仲里村 一円

具志川村役所
(久米島)

具志川村 一円

伊平屋村役所

伊平屋村 一円

を次のとおり定める。

一九五六年二月十五日

行政主席 比嘉 秀平

裁判所公告

公 示 催 告

八重山郡与那国町宇与那国参
千七拾九番地

不在者 前竹 昭子

昭和四年参月拾日生

右不在者に対し夫前竹正福より失踪
宣告の申立があつたので不在者一九五

六年九月三十日午前十時迄に当裁判所
へ生存の届出をせよ、若し其の届出を
為さないときは失踪の宣告をする。
不在者の生死を知る者は右期日迄に其
の届出をせよ。

一九五六年二月四日

八重山巡回裁判所

判事 仲本 正良

発行所

行政主席官房文書課

(中丸印刷所印行)